

八戸市低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、低入札価格調査制度の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要綱において「低入札価格調査制度」とは、競争入札により工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（八戸市建設工事総合評価落札方式要領（平成20年12月1日実施）に基づき実施する入札（以下「総合評価落札方式」という。）にあっては、同要領第6条に規定する評価値（以下「評価値」という。）が最も高い者）（以下「最低の価格をもって申込みをした者」という。）の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは調査を行い、その上で落札者を決定する制度をいう。

(対象となる入札)

第3 この制度は、予定価格が7,500万円（建築工事にあっては、1億円）以上の工事の請負契約に係る競争入札に適用する。

(調査基準価格)

第4 工事の請負契約に係る競争入札において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときの基準は、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 次に掲げる額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合算額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額（その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。）
 - ① 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7（解体工事にあっては、10分の8.5）を乗じて得た額
 - ② 予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の9（解体工事にあっては、10分の8.5）を乗じて得た額
 - ③ 予定価格算出の基礎となった現場管理費相当額に10分の9（解体工事にあっては、10分の8.5）を乗じて得た額
 - ④ 予定価格算出の基礎となった一般管理費等の額に10分の6.8（解体工事にあっては、10分の6.3）を乗じて得た額
- (2) 特別な理由がある場合は、前号にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で八戸市財務規則（昭和54年八戸市規則第1号）第114条に規定する契約担当者等（以下「契約担当者等」という。）の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(調査基準価格の記載)

第5 契約担当者等は、対象となる入札を行うときは、予定価格を記載する書面に「調査基準価格〇〇円」と記載するものとする。

(内訳書の提出)

第5の2 対象となる入札に参加しようとする者は、当該入札に関し、入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。

2 内訳書の提出がない者及び入札価格と合致しない内訳書を提出した者がした入札は、無効とする。

(入札参加者への周知)

第6 契約担当者等は、対象となる入札を行うときは、入札に参加しようとする者に対し、次のことを説明する。

- (1) 当該入札は低入札価格調査制度の対象となる入札であり、調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格に満たない入札が行われた場合（総合評価落札方式において評価値が最も高い者の入札価格が調査基準価格以上である場合を除く。以下同じ。）は、落札の決定を保留し、その入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、後日落札の決定があれば速やかに全入札参加者に通知すること。
- (3) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、最低の価格をもって申込みした者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならないこと。
- (5) 内訳書の提出がない者及び入札価格と合致しない内訳書を提出した者がした入札は、無効とすること。
- (6) 第7の2に規定する基本的判断基準及び数値的判断基準を満たさない入札を行った者は、失格とすること。

(入札の執行)

第7 入札の結果、調査基準価格に満たない入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

(基本的判断基準及び数値的判断基準による判定)

第7の2 契約担当者等は、第7の規定により入札を終了した場合において、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者が次に掲げる基準を満たさないときは、当該入札者を失格と判定するものとする。

(1) 基本的判断基準

当該入札前に調査基準価格に満たない入札を行った市発注の他の同工種工事（共同企業体の方法によるもの及び引渡しが完了しているものを除く。）について、落札者又は契約の相手方となっていな

いこと。

(2) 数値的判断基準

入札書に記載された金額（電子入札の場合は入札金額として記録された金額）が、次に掲げる額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合算額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以上であること。

- ① 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9（解体工事にあっては、10分の8）を乗じて得た額
- ② 予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の8.5（解体工事にあっては、10分の8）を乗じて得た額
- ③ 予定価格算出の基礎となった現場管理費相当額に10分の8.5（解体工事にあっては、10分の8）を乗じて得た額
- ④ 予定価格算出の基礎となった一般管理費等の額に10分の5（解体工事にあっては、10分の4.5）を乗じて得た額

- 2 契約担当者等は、前項の規定による判定を行った場合は、当該判定により失格とならなかった者のうち最低の価格をもって申込みをした者を低入札価格調査対象者（以下「調査対象者」という。）と決定するものとする。
- 3 契約担当者等は、第1項の規定による判定を行った場合において、当該判定の対象となった全ての者が失格となったときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者と決定するものとする。

（調査の実施）

第8 契約担当課長及び設計担当課長は、第7の2第2項の規定により調査対象者が決定された場合は、当該調査対象者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて、次に定めるところにより調査を行う。

(1) 当該調査対象者に対し、速やかに次の書類を提出するよう求める。

- ① 調査項目表（様式1）
- ② 入札価格決定の根拠となった詳細な工事費内訳書
- ③ 下請契約予定に関する事項（様式2）

(2) 調査項目表には、次の項目について記載させるものとする。

- ① その価格により入札した理由
- ② 契約対象工事附近における手持工事の状況
- ③ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- ④ 契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫、資材置場等との関連（地理的条件）
- ⑤ 手持資材の状況
- ⑥ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係
- ⑦ 手持工事機械及び使用予定機械の供給方法

- ⑧ 労務者の具体的供給見通し
 - ⑨ 下請負させる場合は、下請先及び下請内容
 - ⑩ 過去に施工した公共工事名及び発注者
 - ⑪ 建設副産物の搬出地
 - ⑫ 経営内容
 - ⑬ その他必要な事項
- (3) 契約担当課長及び設計担当課長は、第1号で提出された書類に基づき、当該入札者から聴取するほか、必要に応じて次の事項について関係機関への照会等の調査を行い、連名で調査報告書(様式3)を作成するものとする。
- ① 前号⑩の公共工事の成績状況
 - ② 経営状況 取引金融機関、保証会社等へ照会
 - ③ 信用状態 建設業法違反の有無
賃金不払の状況
下請代金の支払遅延状況
その他

(関係部長への調査結果の報告)

第9 契約担当課長は第8の調査について、調査報告書により、契約担当部長、設計担当部長、事業担当部長(以下「関係部長」という。)の順(事業担当部長が契約担当部長又は設計担当部長と同一になる場合は契約担当部長、設計担当部長の順)に報告する。なお、部長に事故のあるとき、又は不在のときは、担当の次長に報告するものとする。

(関係部長の審査及び意見の表示)

第10 関係部長は、契約担当課長から調査の報告を受けたときは、当該調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて各々審査を行い、調査報告書にその意見等を表示する。

(落札者の決定)

第11 契約担当者等は、調査報告書及び関係部長の意見等を尊重の上、当該調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断する。判断の結果、当該調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないと認めたときには当該調査対象者を落札者と決定し、それ以外の場合は、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。なお、次順位者が調査基準価格に満たない入札者であった場合には、第8以降と同様の手続きによる。

(関係部長等への落札者決定の報告)

第12 落札者の決定があったときは、契約担当課長はその結果を速やかに関係部長に報告する。また、調査基準価格に満たない価格で入札した者を落札者とした場合においては、工事検査担当課長に調

査報告書及び第8第1号の提出書類（以下「調査報告書等」という。）の写しを送付する。

（落札者等への通知）

第13 契約担当者等は、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合は、当該落札者には必要な事項の通知、その他の入札者には適宜の方法による落札の決定があった旨の通知をするものとする。

第14 契約担当者等は、次順位者を落札者とした場合は、当該落札者には必要な事項の通知、最低の価格をもって申込みをした者で落札者とならなかつた者には落札者とならなかつた理由その他必要な事項の通知、その他の入札者には適宜の方法による落札の決定があった旨の通知をするものとする。

（公正な取引の秩序を乱すおそれがある場合）

第15 契約担当者等は、以上の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、次順位者を落札者と決定する。なお、次順位者が調査基準価格に満たない入札者であった場合には、第8以降と同様の手続きによる。

（適正な施工の確保）

第16 調査基準価格に満たない価格で入札した者を落札者とした場合においては、適正な施工を確保するため次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

監督職員は、請負業者に対して、施工体制台帳の提出を求めるものとする。施工体制台帳の提出に際しては、必要に応じて請負業者からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

監督職員は、施工計画書の提出に際しては、必要に応じて請負業者からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

監督職員は、当該工事に係る監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立ち会うことを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工がそれらの記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。

(4) 労働安全担当官署との連携

監督職員は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得るなどして、施工現場の調査を行うものとする。

(5) 入念な検査の実施

検査職員は、調査報告書等を参考とし、特に入念な検査を行う。

(6) その他適正な施工の確保のため必要な措置

(特約条項)

第17 調査基準価格に満たない価格で入札した者を落札者とした場合は、別記特約条項を加えて当該落札者と契約するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年5月13日から実施する。
- 2 改正後の八戸市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名通知をする入札について適用し、同日前に公告又は指名通知をした入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年6月1日から実施する。
- 2 改正後の八戸市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名通知をする入札について適用し、同日前に公告又は指名通知をした入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から実施する。
- 2 改正後の八戸市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名通知をする入札について適用し、同日前に公告又は指名通知をした入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年6月1日から実施する。
- 2 改正後の八戸市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名通知をする入札について適用し、同日前に公告又は指名通知をした入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年5月1日から実施する。
- 2 改正後の八戸市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名通知をする入札について適用し、同日前に公告又は指名通知をした入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から実施する。
- 2 改正後の八戸市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名通知をする入札について適用し、同日前に公告又は指名通知をした入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年11月1日から実施する。
- 2 改正後の八戸市低入札価格調査制度実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名通知をする入札について適用し、同日前に公告又は指名通知をした入札については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱第6第6号及び第7の2第1号の規定は、当分の間、市内に本店を有する者に適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から実施する。
- 2 改正後の八戸市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名通知をする入札について適用し、同日前に公告又は指名通知をした入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 改正後の八戸市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名通知をする入札について適用し、同日前に公告又は指名通知をした入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から実施する。
- 2 改正後の八戸市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名通知をする入札について適用し、同日前に公告又は指名通知をした入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から実施する。
- 2 改正後の八戸市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名通知をする入札について適用し、同日前に公告又は指名通知をした入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月1日から実施する。
- 2 改正後の八戸市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名通知をする入札について適用し、同日前に公告又は指名通知をした入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から実施する。
- 2 改正後の八戸市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名通知をする入札について適用し、同日前に公告又は指名通知をした入札については、なお従前の例による。